

■ローソン ID 規約

新	旧
<p>第 2 条 (本規約) 本規約は、これから ID 登録を実施される方、及びすべての ID 保有者に適用され、ID 登録時及び ID 登録後にお守りいただく規約です。<u>なお、本規約は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は本規約を民法第 548 条の 4 の定型約款変更の規定に基づいて変更することがあります。</u></p>	<p>第 2 条 (本規約) 本規約は、これから ID 登録を実施される方、及びすべての ID 保有者に適用され、ID 登録時及び ID 登録後にお守りいただく規約です。</p>
<p>第 10 条 (当社グループの免責) 1～6 (略) 7. 前各項の定めにかかわらず、当社グループが責任を負う場合であっても、<u>当社グループの故意又は重過失がない限り、当社グループの責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。</u></p>	<p>第 10 条 (当社グループの免責) 1～6 (略) 7. 前各項の定めにかかわらず、当社グループが責任を負う場合であっても、当社グループの責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。</p>
<p>第 16 条 (グループサービス等の変更・廃止) 当社グループは、その判断によりグループサービス等の全部又は一部を適宜変更・廃止できるものとします。なお、当該変更・廃止に伴い ID 保有者に生じた損害について、<u>当社の故意又は重過失がない限り、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第 16 条 (グループサービス等の変更・廃止) 当社グループは、その判断によりグループサービス等の全部又は一部を適宜変更・廃止できるものとします。なお、当該変更・廃止に伴い ID 保有者に生じた損害について、<u>当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p>第 17 条 (本規約の改定) 本規約は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める<u>定型約款に該当し、当社は本規約を民法第 548 条の 4 の定型約款変更の規定に基づいて変更することがあります。</u></p>	<p>第 17 条 (本規約の改定) <u>当社グループは、本規約を任意に改定できるものとします。また、当社グループ各社において本規約を補充する規約 (以下「補充規約」といいます。) を定めることができるものとします。別途法令に反しない限り、本規約の改定又は補充は、改定後の本規約又は補充規約を当社グループ所定のサイトに掲示したときにその効力を生じるものとします。この場合、ID 保有者は、改定後の</u></p>

	<p><u>規約及び補充規約に従うものとし、当社は、ID 保有者が当該規約及び補充規約の効力発生後、グループサービス等を利用した場合、当該 ID 保有者が改定後の規約及び補充規約の内容を承諾したものとみまします。</u></p>
<p>第19条（準拠法、合意管轄） 本規約は日本法に基づき解釈されるものとします。</p>	<p>第19条（準拠法、合意管轄） 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、<u>本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>